

別紙

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）医療施設運営費等補助金（重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業（地域への定着支援事業））
交付要綱

（通則）

- 1 令和 6 年度（令和 5 年度からの繰越分）医療施設運営費等補助金（重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業（地域への定着支援事業））については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年<sup>厚生省
労働省</sup>令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域（以下単に「支援区域」という。）と設定した上で、支援区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は、令和 7 年 3 月 5 日医政発 0305 第 13 号厚生労働省医政局長通知の別添「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業実施要綱」第 2 に基づき実施する事業を交付の対象とする。

ア 都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業（地域への定着支援事業）

イ 診療所の開設者が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業（地域への定着支援事業）に対し、都道府県が補助する事業

なお、ア又はイの診療所に市町村が主体的に追加支援等を行う場合は国の採択の際に配慮する。

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする（ただし、算出された額の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）。

(1) 都道府県が実施する場合

ア 次の表の第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して最も少ない額に 9 分の 4 を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 都道府県が補助する場合

ア 次の表の第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 3 分の 2 を乗じて得た額と都道府県が補助した額（アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の 3 分の 3 から 3 分の 2 の範囲とする）とを比較して少ない方の額に 3 分の 2 を乗じて得た額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
地域への定着支援	1 か所当たり次により算出された額 (1) ア. 診療日数 1～129 日 6,200 千円 + (71 千円 × 実診療日数) イ. 診療日数 130～259 日 6,200 千円 + (77 千円 × 実診療日数) ウ. 診療日数 260 日以上 6,200 千円 + (87 千円 × 実診療日数) (2) 訪問看護による加算額	診療所の運営に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 旅費 備品費（単価 50 万円未満に限る。） 消耗品費 材料費 印刷製本費 通信運搬費

	25,000円×訪問看護日数	光熱水料 借料及び損料 社会保険料 雑役務費 委託費
--	----------------	--

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第4号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (6) 事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第3号様式により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- (8) 本補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(申請手続)

- 6 この補助金の交付の申請は、第1号様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、令和8年1月31日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払することができる。

(実績報告)

- 10 この補助金の事業実績報告は、当該年度の事業が完了したときは、第2号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日（5の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により4、6、7及び10に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。